

ICTを活用した教育にかかる通信費の生活保護業務上の取扱いについて

(1) 自治体又は学校が一括して通信事業者と契約をする場合又は一律の契約プランを提示する場合

給付にあたっての考え方	給付に必要な挙証資料
自治体又は学校が提示する通信費を実費として給付	自治体又は学校が提示する資料（必要な通信容量及び通信費が分かるもの）

(2) 各家庭が個別に通信事業者と契約する場合

世帯類型	給付に当たっての考え方	給付に必要な挙証資料	運用上の留意点
通信事業者と契約をしていない世帯 (Wi-Fi等通信環境がない世帯)	自治体又は学校が提示するオンライン学習に要する通信容量の通信を行うのに必要な通信費を実費として給付	契約プラン及び通信費が分かる内容のもの	<ul style="list-style-type: none"> 一定容量の通信が可能な通信事業者との契約であって、学習に必要な通信を行った場合の通信容量を確保でき、かつ相場と比して著しく高額でないと認められるものに係る費用について給付 モバイルルーター等の通信機器の購入又はレンタルに係る費用を支給する場合については、通信費とあわせてこれらに係る契約をすることで総合的に安価となる契約プランがある場合には、当該プランを優先するよう指導
通信事業者と既に契約をしている世帯 (Wi-Fi等通信環境がある世帯)	自治体又は学校が提示するオンライン学習に要する通信容量の通信を行うのに必要な通信費を実費として給付※ ※ ・新たな契約料金のうち、当該通信容量分の通信料を特定できる場合はその額 ・特定不可能な場合は、既契約からの増加分	オンライン学習実施前と実施後の契約プラン及び通信費が分かる内容のもの	<ul style="list-style-type: none"> 一定容量の通信が可能な通信事業者との契約であって、学習に必要な通信を行った場合の通信容量を確保でき、かつ相場と比して著しく高額でないと認められるものに係る費用について給付 モバイルルーター等の通信機器の購入又はレンタルに係る費用を支給する場合については、通信費とあわせてこれらに係る契約をすることで総合的に安価となる契約プランがある場合には、当該プランを優先するよう指導 契約を継続することや契約内容の変更を行うこと、あるいは他の通信事業者との契約締結でより安価に通信が可能となる場合には、こうした対応を行うよう指導